

第

909

号

READAS
リーダーズクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダーズクラブFAXニュース

(1997年) 平成9年 9月10日 水曜日

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

永年勤続者の旅行費用

Q: 当社では、勤続年数20年に達した従業員を夫婦で4泊5日程度の旅行に招待しています。この費用の税務上の取扱いはどうなりますか。

A: 福利厚生費として取り扱われます。

【解説】

使用人を旅行に招待するために要する費用は、一般的には給与等に該当することになります。

ただし、永年勤続の役員又は使用人の表彰に当たり、その記念として旅行、観劇等に招待する場合の当該役員又は使用人が受ける経済的利益は、次の要件のいずれにも該当する限り、現物給与として課税しなくて差し支えないこととされています。

- (1) 当該役員又は使用人の勤続期間に照らして、社会通念上相当と認められるものであること
- (2) 当該表彰がおおむね10年以上の勤続者を対象としたものであり、かつ2回以上表彰を受けるときは、おおむね5年以上の間隔をおいて行われるものであること

ご質問の場合、上記の要件に該当すると思われるので、現物給与ではなく福利厚生費として損金算入することができます。

